第３　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

［略］

注１　［略］

［２～12　略］

13　６及び７の欄は、変更の許可の申請等の場合に限り、許可記録の記録事項により記載すること。

14　変更の許可の申請等の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１⑴から⒀までに変更があつた場合は、１⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　略］

**別表第十号**　高周波利用設備の許可事項証明書等の様式（第27条、第27条の３関係）

［様式略］

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　許可事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

**別表第十三号第１**　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。
（電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）
また、免許を受けたら、免許の証明書をください。
（また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注２））

記

１　申請者（注３）

［表略］

第３　［同左］

［同左］

注１　［同左］

［２～12　同左］

13　６及び７の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。

14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１⑴から⒀までに変更があつた場合は、１⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　同左］

**別表第十号**　高周波利用設備許可状の様式（第27条第１項関係）

［様式同左］

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

**別表第十三号第１**　［同左］

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。
（電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

１　申請者（注２）

［表同左］